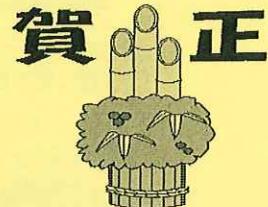




# 社会教育委員だより No.31

令和5年1月1日 山北町社会教育委員会議  
(山北町教育委員会生涯学習課内)

皆さまお揃いでよき新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年も山北町社会教育委員会議の諸活動にご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



令和3年度からスタートした【子どもたちを育成するための、よりよい地域社会の構築～共生と共育の町を目指して～】を研究テーマとした取り組みも、まとめの時期となりました。

社会教育委員会議としてこの2年間取り組んできた内容を、3月には提言として教育委員会に報告する予定でいます。

昭和・平成・令和と時代の変遷と共に、社会状況が大きく変化をしてきました。少子高齢化や地方における過疎化の現象、更には経済格差や子どもたちの教育格差の拡大等という国家規模の社会問題は、私たちが生活する小さな規模の地域社会においても大きな影響を与えています。

これらの状況を踏まえて、社会教育委員会議では令和3・4年度の取り組みに際し「共生・共育」をキーワードとしました。社会教育委員が関わったり、見聞きをしたりという限定的な範囲ではありますが、それぞれの地域での諸活動の振り返り・見直しを行い、「共に生きる・共に育てる」という視点で問題点をあらいだし、改善点などを話し合いました。

私たちの取り組みが地域の活性化や人と人との繋がりの強化、更には子どもたちの健全な育成の一助になれば幸いです。

ここ数年前から文部科学省が「コミュニティ・スクール」構想を打ち出しています。直訳すれば「地域の学校」ですが、明治5年に学校制度が公布されて150年が経過する中で、今までにない大きな教育改革とも言えます。

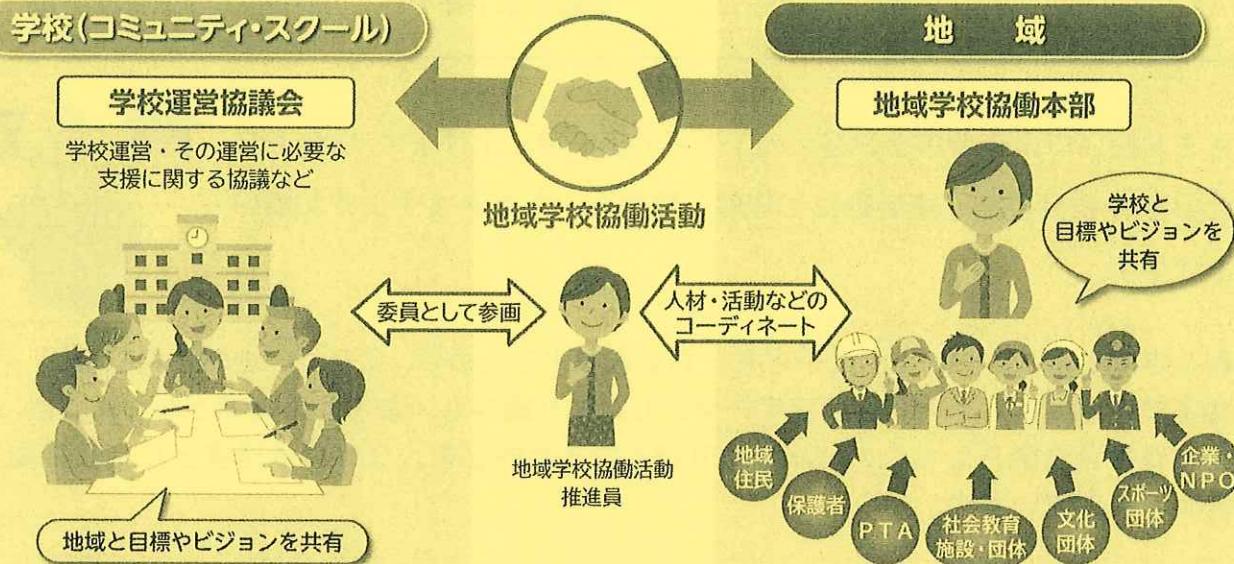
それに伴い、平成29(2017)年には社会教育法が改正され、地域と学校の双方向の連携・協働を目的とする「地域学校協働本部」が設置されることになりました。これまででは、ともすれば地域住民が「子どもを見守る」「学校行事に協力する」という一方向の支援が多かったと思いますが、今後は各小中学校に設置されている「学校運営協議会」のメンバーを核とした双方向の取り組みや、地域の特色に応じた学習活動の実践等に私たち社会教育委員会議としても積極的に協力をしていく必要があると感じています。

なお、町では令和元年度に小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしました。また、本年度は令和4年2月に策定した『山北町「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針』に基づき、幼稚園・保育園・こども園合同の3園運営協議会が設置されました。山北町の園・学校では以前から園・学校と保護者を含む地域住民との相互の連携を深めており、今後もより一層の協働の推進と多様な教育活動の充実が期待されます。

＜裏面もご覧ください＞



## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議<sup>(※)</sup>等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイディアや考え方生まれます。

### 学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ、お互いが連携・協働することが重要です。

